

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2026年 6月 27日

群馬県知事 あて



提出者

住 所

東京都渋谷区恵比寿1-20-8 エビススバルビル  
株式会社SUBARU  
氏 名 代表取締役社長 大崎 篤  
代理者 群馬製作所長 福水 良太

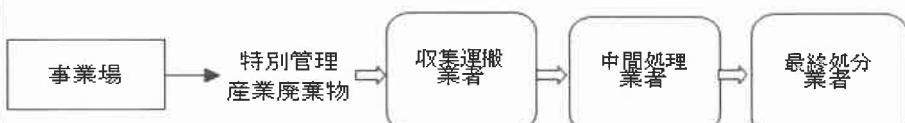
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0276-26-2530 (環境プラント技術部環境技術課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社SUBARU群馬製作所 矢島工場
事 業 場 の 所 在 地	〒373-0822 群馬県太田市庄屋町1-1
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	E 製造業 31 輸送用機械器具製造業 3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）
②事 業 の 脂 模	(2023年度3月期 自動車部門売上高) 3兆6906億円
③従 業 員 数	3136人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に関する事項 (管理体制図)	
環境保全統括者	環境全に関する全ての責任と権限を有する。(廃棄物制作所長)
環境管理責任者	環境全に関する改善及び環境全係活動者の報告を全員に周知し実績を検査する。(環境課長)
廃棄物処理責任者	法に定める適正処理を実施するため、各廃棄物責任者に指示を出し、また報告を受け別途を協議し実施する。(環境課長)
産業廃棄物処理責任者	工場内廃棄物の保管・収集運搬の 統括管理。(係長、主任)
特別管理産業廃棄物管理責任者	既存 PCB・アズベス・漆喰等 特殊廃棄物の管理。(係長、主任)
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
【前年度(令和5年度)実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油
排出量	91.54 t
	3.98 t
(これまでに実施した取組)	t
廃油	t
・塗装工場の生産効率向上 ・洗浄シンナーの回収率向上による廃棄量抑制	t
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油
排出量	120.2 t
	14.5 t
(今後実施する予定の取組)	t
廃油	t
・塗装工場の生産効率向上継続 ・洗浄シンナーの回収率向上継続	t
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	・生産効率向上による、廃棄物発生の増加抑制
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・生産効率向上による廃棄物発生の増加抑制の継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項											
〔前年度（ 年度）実績〕											
①現状	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（これまでに実施した取組）</td><td>t t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	（これまでに実施した取組）	t t						
特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量										
（これまでに実施した取組）	t t										
②計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>〔目標〕</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td> </tr> <tr> <td>自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>t t</td> </tr> <tr> <td>（今後実施する予定の取組）</td><td>t t</td> </tr> </tbody> </table>	〔目標〕		特別管理産業廃棄物の種類		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t	（今後実施する予定の取組）	t t		
〔目標〕											
特別管理産業廃棄物の種類											
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t										
（今後実施する予定の取組）	t t										
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項											
〔前年度（ 年度）実績〕											
①現状	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量</th> <th>自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（これまでに実施した取組）</td><td>t t</td><td>t t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	（これまでに実施した取組）	t t	t t				
特別管理産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量									
（これまでに実施した取組）	t t	t t									
②計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>〔目標〕</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td> </tr> <tr> <td>自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>t t</td> </tr> <tr> <td>自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量</td><td>t t</td> </tr> <tr> <td>（今後実施する予定の取組）</td><td>t t</td> </tr> </tbody> </table>	〔目標〕		特別管理産業廃棄物の種類		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t	（今後実施する予定の取組）	t t
〔目標〕											
特別管理産業廃棄物の種類											
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t										
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t										
（今後実施する予定の取組）	t t										

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項										
【前年度（年度）実績】										
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t					
	(これまでに実施した取組)									
【目標】										
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t					
	(今後実施する予定の取組)									
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
【前年度（令和5年度）実績】										
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アフルカド	t	t					
	全処理委託量	91.54 t	3.98 t	t	t					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
【前年度（令和5年度）実績】										
①現状	優良認定処理業者への処理委託量	89.92 t	3.98 t	t	t					
	再生利用業者への処理委託量	91.54 t	3.98 t	t	t					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
【前年度（令和5年度）実績】										
①現状	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t					
(これまでに実施した取組)										
・生産組み換えに対応した迅速な処理。 ・廃棄物管理票の適正な交付等の適正処理の徹底。										

【目標】							
特別管理産業廃棄物の 種類	廃油	廃アルカリ					
全処理委託量	120.2 t	14.5 t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者 への処理委託量	110.8 t	10.9 t	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	120.2 t	14.5 t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
②計画							
(今後実施する予定の取組)							
・廃棄物管理制度の適正な交付等の適正処理の徹底継続							
・定期的な処理業者の現地確認による適正処理の維持管理							
・優良認定処理業者への処理委託推進							
【前年度(令和4年度)実績】							
特別管理産業廃棄物 排出量	155.5t	(ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					
電子情報処理組織の使用 に関する事項		(今後実施する予定の取組等)					
※事務処理欄							

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。